

## 度重なる米軍CH53 大型輸送機ヘリコプターのつり下げ訓練に対する抗議決議

マスコミ報道や村民からの通報によると、平成29年4月19日の午前11時頃から約1時間にわたり、米陸軍トライ通信施設から車両等をつり下げた訓練が行われた。このようなつり下げ訓練については去る3月15日にも3回の木箱や車両のつり下げ訓練が行われており、村議会として米軍及び沖縄防衛局に対し、つり下げ訓練の即時中止を強く要求して抗議をしてきたばかりである。

しかるに、米軍及び関係当局は抗議決議を無視し、またもやトライ通信施設でのつり下げ訓練はまさに村民の気持ちを愚弄する暴挙以外のなものでもない。

とりわけ、米陸軍トライ通信施設内には農耕者がおり、また同施設周辺には地域住民や漁業関係者が生活している状況の中でのつり下げ訓練は多くの村民に大きな不安を与え平和な暮らしを脅かすものであり、断じて許されるものではない。米陸軍トライ通信施設のヘリコプター着陸帯は「戦術着陸帯」ではなく、緊急時に使用する「管理着陸帯」とされている。

米陸軍トライ通信施設に関連した米軍機によるつり下げ訓練は2006年12月にCH53大型輸送機ヘリコプターが都屋漁港の護岸から約200メートルの海に廃車を落下させ漁業関係者や多くの村民に衝撃を与えた。

また、1965年には村内で行われていたパラシュート降下訓練でトレーラーが目標を外れ、小学5年生の女児が下敷きになって死亡すると云う痛ましい事故が起きている。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実施するよう強く要求する。

### 記

1. CH53大型輸送機をはじめ米軍機による村内上空におけるつり下げ訓練は直ちに中止すること。
2. 米陸軍トライ通信施設内の管理着陸帯における戦闘用訓練を中止すること。  
以上、決議する。

平成29年4月24日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事

## 度重なる米軍CH53 大型輸送機ヘリコプターのつり下げ訓練に対する意見書

マスコミ報道や村民からの通報によると、平成29年4月19日の午前11時頃から約1時間にわたり、米陸軍トライ通信施設から車両等をつり下げた訓練が行われた。このようなつり下げ訓練については去る3月15日にも3回の木箱や車両のつり下げ訓練が行われており、村議会として米軍及び沖縄防衛局に対し、つり下げ訓練の即時中止を強く要求して抗議をしてきたばかりである。

しかるに、米軍及び関係当局は抗議決議を無視し、またもやトライ通信施設でのつり下げ訓練はまさに村民の気持ちを愚弄する暴挙以外のなものでもない。

とりわけ、米陸軍トライ通信施設内には農耕者がおり、また同施設周辺には地域住民や漁業関係者が生活している状況の中でのつり下げ訓練は多くの村民に大きな不安を与え平和な暮らしを脅かすものであり、断じて許されるものではない。米陸軍トライ通信施設のヘリコプター着陸帯は「戦術着陸帯」ではなく、緊急時に使用する「管理着陸帯」とされている。

米陸軍トライ通信施設に関連した米軍機によるつり下げ訓練は2006年12月にCH53大型輸送機ヘリコプターが都屋漁港の護岸から約200メートルの海に廃車を落下させ漁業関係者や多くの村民に衝撃を与えた。

また、1965年には村内で行われていたパラシュート降下訓練でトレーラーが目標を外れ、小学5年生の女児が下敷きになって死亡すると云う痛ましい事故が起きている。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実施するよう強く要請する。

### 記

1. CH53大型輸送機をはじめ米軍機による村内上空におけるつり下げ訓練は直ちに中止すること。
2. 米陸軍トライ通信施設内の管理着陸帯における戦闘用訓練を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年4月24日

沖縄県読谷村議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長